

指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業所
社会福祉法人賛育会 訪問看護ステーション清風園 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人賛育会（以下「法人」という。）が設置する訪問看護ステーション清風園（以下「ステーション」という。）において実施する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、キリスト教の精神と老人福祉法の理念に基づき、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、指定老人訪問看護事業及び指定訪問看護事業及び介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

(指定訪問看護の運営の方針)

- 第2条 ステーションが実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市区町村、居宅介護支援事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
 - 6 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防訪問看護運営の方針)

- 第3条 ステーションが実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する区市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センターへ情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問看護ステーション清風園
- (2) 所在地 東京都町田市金井7丁目17番20号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 ステーションにおける従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとし、員数は別添のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1名（常勤職員）

管理者は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行うものとする。但し、管理上支障がないときは、訪問看護の提供を行うことができる。

- (2) 訪問看護師 保健師、看護師、准看護師とし、常勤換算で2.5名以上配置する。
なお、そのうち1名は常勤者とする。

訪問看護師（准看護師を除く）は、主治医の指示による指定訪問看護計画及び指定介護予防訪問看護計画（以下「訪問看護計画書」という。）を作成し、訪問看護計画書に基づき訪問看護に当たるものとする。

- (3) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、ステーションの実情に応じた適当数を配置するものとする。

理学療法士又は作業療法士・言語聴覚士はリハビリテーションにかかる訪問看護計画書、及び報告書を看護師と連携して作成し、訪問看護（訪問リハビリテーション）を担当するものとする。

- (4) 事務職員 （常勤又は非常勤 1名）

必要な事務を行うものとする。

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(事業の運営)

第6条 ステーションの事業運営については、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づき指定訪問看護計画書及び指定介護予防訪問看護計画書により適切な訪問看護の提供を行うものとする。

2 ステーションは訪問看護を提供するにあたっては、保健師・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行なわないものとする。

(営業日及び営業時間)

第7条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は月曜から土曜日とする。

但し、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間は午前9時00分から午後5時30分までとする。

(3) 利用者からの連絡に応じて訪問看護を24時間行える体制を整備するものとする。

(利用時間及び利用回数)

第8条 訪問看護の実施時間は、1日1回の訪問につき30分から1時間30分を標準とし、2時間を超えないものとする。

2 利用者に対する訪問看護の回数は週3日を上限とする。

但し、末期悪性腫瘍その他の厚生労働大臣が定める疾病及び急性憎悪等により特別指示書の交付された利用者についてはその限りではないものとする。

3 前2項の規定に関わらず居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に基づく訪問看護は当該計画による利用時間及び利用回数とする。

(訪問看護の提供方法)

第9条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

(1) ステーションは利用者の申し出によって、その主治医がステーションに対して交付する訪問看護指示書により看護計画書及び介護予防訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施するものとする。

(2) 利用者または家族からステーションに直接連絡があった場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるように指導するものとする。

(3) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから利用者の近隣医療機関に調整等を求め対応するものとする。

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容)

第10条 ステーションで行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行うものとする。

- ① 病状・障害の観察、介護相談
- ② 清拭・洗髪による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
- ③ 療養、看護・介護方法のアドバイス
- ④ 食事ケア、水分・栄養ケア、排泄ケア、清潔ケア
- ⑤ 褥瘡の予防・処置、創傷の処置
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ ターミナルケア
- ⑧ 認知症や精神疾患の方の看護
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置
- ⑪ 保健・福祉サービスの活用など

(緊急時等における対応方法)

第11条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとするものとする。

- 2 利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(利用料)

第12条 ステーションは、基本利用料として介護保険法及び老人保健法又は健康保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受け取るものとする。

なお、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスに該当するときは、法令の定める自己負担割合による額とする。

- 2 ステーションは、基本利用料のほか看護師等の訪問看護の提供が次の各号に該当する時は、別表に定めるその利用料の支払いを利用者から受けるものとする。
 - (1) 第7条第1号で定める営業日以外に訪問を行った場合

- (2) 第7条第2号で定める営業時間外に訪問を行った場合
 - (3) 第7条第1号で定める営業日において90分を越えた場合
 - (4) 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に基づく訪問看護に係るサービス提供時間を超える場合。但し居宅サービス計画が修正される場合は除く。
 - (5) 訪問看護と連続して行われる死後の処置料
 - (6) 介護保険及び医療保険対象外（死後）の訪問サービス
 - (7) キャンセル料
 - (8) 第12条第7号で定める「サービス提供記録」の写しを交付する場合
- 3 ステーションは、実費負担の利用料として訪問看護に必要な交通費等に要する費用を利用者から受けるものとする。
- (キロ数は通常利用される最短の道路を車両を使用して訪問した場合とする。)
- 但し、介護保険利用の交通費については次条に定める地域以外とする。
- 交通費については、訪問看護提供1回につき別表に定める額とする。
- 4 ステーションは、利用者の求めに応じ「サービス提供記録」等の写しを交付した場合は別表に定める実費を利用者から受けるものとする。
- 5 ステーションは、前4項の料金の支払いを受けたときは、基本利用料とその他の利用料について記載した領収書を交付するものとする。
- 6 ステーションは、訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、基本利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関して説明し、同意を得るものとする。
- 7 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき指定期日までに受けるものとする。支払いは、振り込み、自動引き落とし、又は現金のいずれかの方法によるものとし、その方法は利用開始時に管理者と利用者で決定するものとする。

(通常業務を行う地域)

第13条 通常の事業の実施地域は、町田市とする。

(衛生管理等)

第14条 ステーションは、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、ステーションの設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 ステーションは、感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備するものとする。

(事故発生時の対応及び予防等)

第15条 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

- 2 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際しての対応を記録する。
- 3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善策を講じるとともに職員に周知徹底するものとする。
- 5 事故発生の防止のための委員会を整備し、事故対応マニュアルを策定するとともに定期的な研修を行うものとする。

(苦情処理)

第16条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 ステーションは、提供した指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に関し、法第23条の規定により区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 ステーションは、提供した指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(秘密の保持)

第17条 看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 看護師等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、看護師等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、看護師等との雇用契約の内容とする。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 ステーションの看護師等に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供をさせないものとする。

- 2 ステーションは、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

(個人情報の保護)

第19条 事業者並びに看護師等は、利用者の個人情報の重要性を認識し、その適正な保護と管理のために体制を整備するとともに、個人情報に関する法令を遵守し、個人情報の保護に努めるものとする。

(虐待等の禁止)

第20条 職員は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成18年4月1日施行)に基づき、身体的及び精神的苦痛を与えたり、人格を辱めるような行為を行わないものとする。

2 職員は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めるものとする。

3 職員は、高齢者虐待を発見した場合には、速やかに関係市区町村へ届け出るものとする。

4 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと等の必要な措置を講ずる。

(災害時等の事業について)

第21条 地震等の自然災害や感染症の発生、あるいは発生の恐れがある場合は、安全確保のためにサービスを中止、又は縮小することがある。

(委任)

第22条 この規程の施行上、必要な細目については、管理者が別に定める。

(改正)

第23条 この規程を改正、廃止する時は社会福祉法人賛育会理事会の承認を経るものとする。

附 則

この運営規程は、2000年4月1日より施行する。

この運営規程は、2002年4月1日より一部改正する。

この運営規程は、2005年10月1日より一部改正する。

この運営規程は、2006年4月1日より一部改正する。

この運営規程は、2012年4月1日より一部改正する。

この運営規程は、2013年4月1日より一部改正する。

この運営規程は、2016年2月1日より一部改正する。

この運営規定は、2018年4月1日より一部改訂する。

この運営規定は、2021年10月1日より一部改訂する。

別表

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 ステーションにおける従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとし、員数は別添のとおりとする。

職 種	常 勤	非常勤	備 考
管 理 者	1 名	名	常勤
看護師	5 名	4 名	常勤換算4.4
准看護師	名	名	常勤換算
理学療法士	名	2 名	常勤換算0.8
作業療法士	名	名	常勤換算
言語聴覚士	名	1 名	常勤換算0.1
事 務 員	1 名	名	常勤換算0.6

(利用料)

第12条

2 ステーションは、基本利用料のほか看護師等の訪問看護の提供が次の各号に該当する時は、別表に定めるその利用料の支払いを利用者から受けるものとする。

(1) 第7条第1号で定める営業日以外に訪問を行った場合

1回につき 5,000円を徴収する。

(2) 第12条第2号で定める営業時間外に訪問を行った場合

30分につき 2,500円を加算するものとする。

(3) 第12条第3号で定める営業日において90分を越えた場合

30分につき 2,500円を加算するものとする。

(4) 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に基づく訪問看護に係るサービス提供時間を超える場合。但し居宅サービス計画が修正されるときは除く。

30分につき 2,500円を加算するものとする。

(5) 訪問看護と連続して行われる死後の処置料

10,000円(ステーション利用者に限る)と徴収する。

(6) 介護保険及び医療保険対象外(死後)の訪問サービス

1回につき 5,000円を徴収する。

(6) 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に基づく訪問看護を予定し、訪問予定時日朝までにキャンセルの連絡がなく訪問した場合

1回につき 1,000円を徴収する。

(7) 第12条第7号で定める「サービス提供記録」の写しを交付する場合

コピー1枚につき：10円(片面コピー、サイズ共通)を徴収する。

- 3 ステーションは、実費負担の利用料として訪問看護に必要な交通費等に要する費用を利用者から受けるものとする。（キロ数は通常利用される最短の道路を車を使用して訪問した場合とする。）但し、介護保険利用の交通費については次条に定める地域以外とする。

交通費については、訪問看護提供1回につき次の額とする。

（1）ステーションから片道	2 k m以内	無料
（2）ステーションから片道	2 k m以上 5 k m以内	4 0 0 円
（3）ステーションから片道	5 k m以上 1 0 k m以内	6 0 0 円
（5）ステーションから片道	1 0 k m以上	8 0 0 円

また、交通機関を利用した場合は実費を受けるものとする。

以 上